

社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町 5 矢野ビル 4F 電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:見目

会社が電子申請で行える手続き

労働・社会保険に関わる各種届出の多くが政府の電子申請で出来ることをご存知で しょうか?今回は電子申請で行える手続きとメリット・デメリットを紹介します。

電子申請で行える手続き(一部)



	手続きを行うとき	名 称		手続きを行うとき	名称
雇用保険	入社	・被保険者資格取得届	健(厚等 険け場組の各合いく保)年 康協ぼ 管は保わただけ はんかん はいかい はいい はい は	入社	・被保険者資格取得届
	退社	・雇用保険被保険者資格喪失届		退社	・被保険者資格喪失届
	被保険者の氏名変更時	・被保険者氏名変更届		被保険者の氏名や住 所が変更になったと	・被保険者氏名変更(訂正)
	事業所の所在地等が 変更になったとき	・事業所の各種変更届			は、生年月日変更届 ・被保険者住所変更届
	事業主に代わって 人事部長等が雇用保険 事務を行うとき	・被保険者関係届出事務等代理人 選任・解任届		事業所の所在地等が変更になったとき	·適用事業所所在地名称 変更(訂正)届
	被保険者の車産が	・被保険者・強温		標準報酬月額の改定	・算定基礎届
	雇用継続給付の				・月額変更届
	(育児休業給付金等) 申請等			被扶養者に変更が あったとき	・健康保険 被扶養者異動届 ・国民年金第3号被保険者資格取得 等に関する届出
				賞与を支払ったとき	・賞与支払届
労働保険	労働保険の年度更新	・概算・増加概算、確定保険料申告書		社会保障協定	・社会保障協定に関する届出
	事業所の所在地等が 変更になったとき	・名称・所在地等変更届	労働者に	6/1 現在の高年齢 者・障害者の雇用状況	・高年齢者雇用状況報告
	会社を設立したとき	・保険関係成立届	関すること	を報告するとき	・障害者雇用状況報告
11月28日から「離職票」を伴う 「雇用保険被保険者資格喪失届」も可能に。				労災事故が発生した とき	・労働者死傷病報告書

~電子申請についてメリットと思われる点~ 証明が不要なもの(資格取得届、氏名変更届、 住所変更届など)は入力だけなので非常に便利 データで文書の保存が可能なので、申請の時期や 内容の見直しが紙のファイルに比べて簡単になる 郵送や役所に出向く手間が省けるので、業務の 効率化が期待出来る 雇用保険被保険者証の再発行が会社で出来る

- ~ 電子申請についてデメリットと思われる点~
- ×初期設定(電子署名の取得やソフトウェアのインストール等)が複雑
- ×証明書類を原本で提出する必要がある場合は、 別途郵送が必要
- ×入力誤りの際のエラー表示が分かり づらい

がつ改善されて

現在の電子申請は、使い勝手が悪い部分も多いですが、離職票の発行が可能になるなど、少しずつ改善されています。ご不明な点は弊所までお問い合わせください。